

# 弁護士会照会制度

## 活用のポイント

### 第2回 通信会社に対する弁護士会照会の留意点

調査室

交通事故や不貞行為、ヤミ金事件や詐欺被害事件等、依頼者が、事件の相手方の住所、氏名が不明で、示談交渉や訴状の送達等ができないときや、相手方の財産調査のために、電話料金の引落口座を調査するときに、電話番号やメールアドレスから、相手方の氏名、住所、銀行口座等の契約者情報を得るべく、通信会社に対する弁護士会照会がなされております。このタイプの照会は、われわれ弁護士にとって、重要な資料収集手段となっております。以下、通信会社に対する弁護士会照会について、留意すべきポイントを述べます。

## 1 照会先について

通信会社各社は、弁護士会照会を取り扱う担当窓口を設けており、事前に、通信会社宛てご確認いただくか、東京弁護士会のホームページ\*1をご参照いただき、適切な照会先を選択のうえ、照会申出を行ってください。総務省ホームページ\*2では、各電話会社に対する電話番号の割当てを公表しておりますので、当該電話番号が、どの電話会社のものかを調べることができます。

## 2 照会申出書

照会申出書、照会事項書の書き方については、前記ホームページ\*1に掲載しておりますので、ご参考にしてください。

照会申出書の「照会を求める理由」について、相手方との通信の過程において電話番号を入手したことをあからさまに記載すると、通信の秘密を理由に回答拒否される場合がありますのでご注意ください。(株)ウィルコムに対する照会では、電話番号の入手

経路とそれが通信の秘密を侵害しないことを明記するよう求められております。

## 3 口座の照会について

強制執行のために、電話料金の引落口座を照会する場合、債務名義を取得した後任意の支払いがないときであれば問題はないのですが、債務名義を有しない場合は、口座情報のプライバシー保護の観点から、「照会を求める理由」に、相手方に対する権利性の確かさや、差押、仮差押の必要性の高さを、具体的かつ簡潔に記載いただく必要があります。以前は、単に「将来の差押えに備えて財産調査をする必要がある」との抽象的な記載で照会審査を可としておりましたが、現在はそのような運用を改めておりますので、ご注意ください。

## 4 照会の現状について

ソフトバンクモバイル(株)は、以前は照会に応じていましたが、現在は、個人情報保護等を理由として、一律回答を拒否しております。また、NTT東日本・西日本は、番号ポータビリティ情報について、以前は、電話番号使用中事業者(同じ電話番号での転出先の事業者)がどの会社であるか回答をしておりましたが、現在は、個人情報保護等を理由として、一律「現在は使われておりません」との回答となっております。これら、不当な回答拒否と見られる場合には、日弁連、東弁より、運用の改善を申し入れているところです。

\*1: 東弁ホームページ(会員サイト→マニュアル→弁護士会照会)

\*2: 総務省のホームページ(「電話番号の利用について」と入れてキーワード検索→電気通信番号指定状況)